

日本武尊天皇

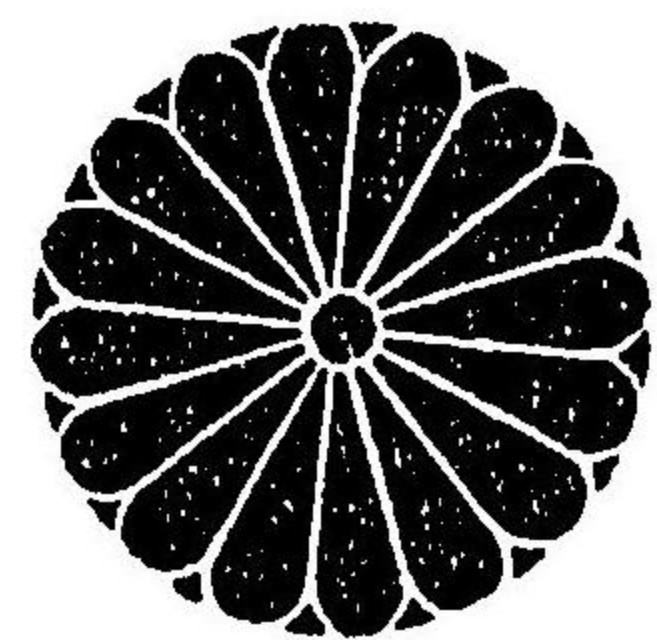
53  
144

特21  
930

物集高見校閱  
山崎彦八纂述

# 日本式目讀本

明治廿四年八月發刊



勅

語

## 勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ  
德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克  
ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル  
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實  
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦  
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及  
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器  
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲  
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉

シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ  
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫  
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬  
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ  
拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治廿三年十月三十日

## 御名 御璽

## 自序

社會の綱紀を維持する所以は、國に特有の風俗あるに依るなり。特有の風俗は、よく邦國社會を支配するものにて、人心の方向常に一方に傾注し、彼我の國態自然と區別を生ずるは、實に固有の風俗之をして然らしむるものといふべきなり。西洋諸國に於て、日曜日を休日と呼び祝日と稱へ安息日と定めて、七日に一日の休みを置き、神を祭り家を祝ふこと、一般の風俗なるか如し。其原因は宗教の嚴訓に胚胎せるあるべしと雖とも、今は則ち一般の國風として、確乎として動かすべからざるなり。我國の古來神國



と稱し、神明を敬するよし尤も深し。故に舊幕の時代に於ても、五節句と稱し一年五回の祝日を置き、或は雛祭と云ひて女子の優美を進め、或は端午の祝と呼びて男兒の威武を養ふなど、何れも其目的有り。雖とも、之を要するに右等祝日の本旨は、一方は神棚を置きて皇祖を祭り、一方は佛壇を設けて先祖を吊ふに在りしが如し。而して國民舉げて皆之を行ふこと、恰も法律によりて定められたるが如き姿あり。我邦臣民が忠孝の心尤も深きは、偶然にあらざるを知るあり。維新の業茲に成り、王政全く舊に復するに方り、風俗一變又前日と同トからざるものあり、

大祭祝日を定め給ひしか如き即ち其一なり。夫れ大祭祝日の本旨は、人民をして神徳を仰ぎ、皇恩を謝し奉るゝ在りて、前日の人民が神棚を祭り佛壇を吊ふ旨趣と、毫も異なるなし。雖とも、只其名稱を更革せられざるがためと、時世の極めて變化せるとし依りて、未だ全く大祭祝日の實は、大祭祝日たる所以を知らざるものあり。其故何をや、蓋し一は學校に於て之を教へざると、一は右等と關する通俗の書籍なきとし依るものならん。曾て聞く獨逸國に於ては、祭日讀本あるものありて、小學校に於て之を教課す。とぞ。宜べなり該國人民の極めて愛國心は富みたるを。

謹みて案するは建國の初めより今日に至るまで、我邦臣民が忠孝の天性を有し愛國の精神に富めるまとい、歴然として載せて史冊に在り。而して今日却て國民の風俗素れ忠孝の天性滅するが如きあらば、其將た何に依て社會の綱紀を維持せんや。予之を慨すること久し、茲に式日讀本を編述し、童蒙をして大祭祝日の何たるを知らしめんとす、亦神徳を仰き皇恩を謝し奉る微意に外からざるをり。

明治二十四年七月

山崎彦八識

## 日本式日讀本

凡例

一本書は小學生徒の繙讀に便せんとして、編纂したるものかれは、務めて簡易の文字を用ゐたれど、猶傍訓を施して更に讀み易からしめたり。但し古代の物名にて、今讀みかたきもの、總へて音を以て讀まむ。

一本書を日本式日讀本と名つけたるは、小學校祝日大祭日儀式規程第三款の旨趣に基き、各小學校生徒をして、之を講讀し、之を認識せしめ、以て歷代天皇の盛徳鴻業を賛揚し奉り、以て祝日大祭日の由來を知了

せしめ、併せて忠君愛國の觀念を養成せしむるにあり。

一本書教課の方法は、修身課に於て、時々各生徒をして勅語を朗讀せしめ、教師之を敷衍する方法と均しく、本書も亦修身課に於て、時々各生徒をして之を講讀せしむるにあり。但し幼年生徒にありて之を講讀する能はさるときは、勿論教師之を説明をべきなり。

一或は祝日大祭日に當日に方り、各生徒をして之を講讀せしめ、以て學校長若くは教員の演説に代ふるも亦妨げなきとなるべし。

一式日の尊むべきは勿論なれど、式日の由來を記述せる本書の如きは、又之を尊まざるべからず。それ故に本書を取扱ふに、務めて鄭重を旨とし、苟も之を玩弄するが如きとあるべからず。

一本書は前述の如く、専ら式日に用うるものなるを以て、殊に謹みて、勅語を掲げたり。

一本書はもと編者が奉職せる東京市麴町區富士見小學校職員諸氏が、各自取調て生徒に口授したる草稿を蒐集して、大いよ訂正を加へたるものあり。

一本書を出版せんとするに方り、物集大人の示教を蒙



るを尠ながら、編者が深く鳴謝する所なり。

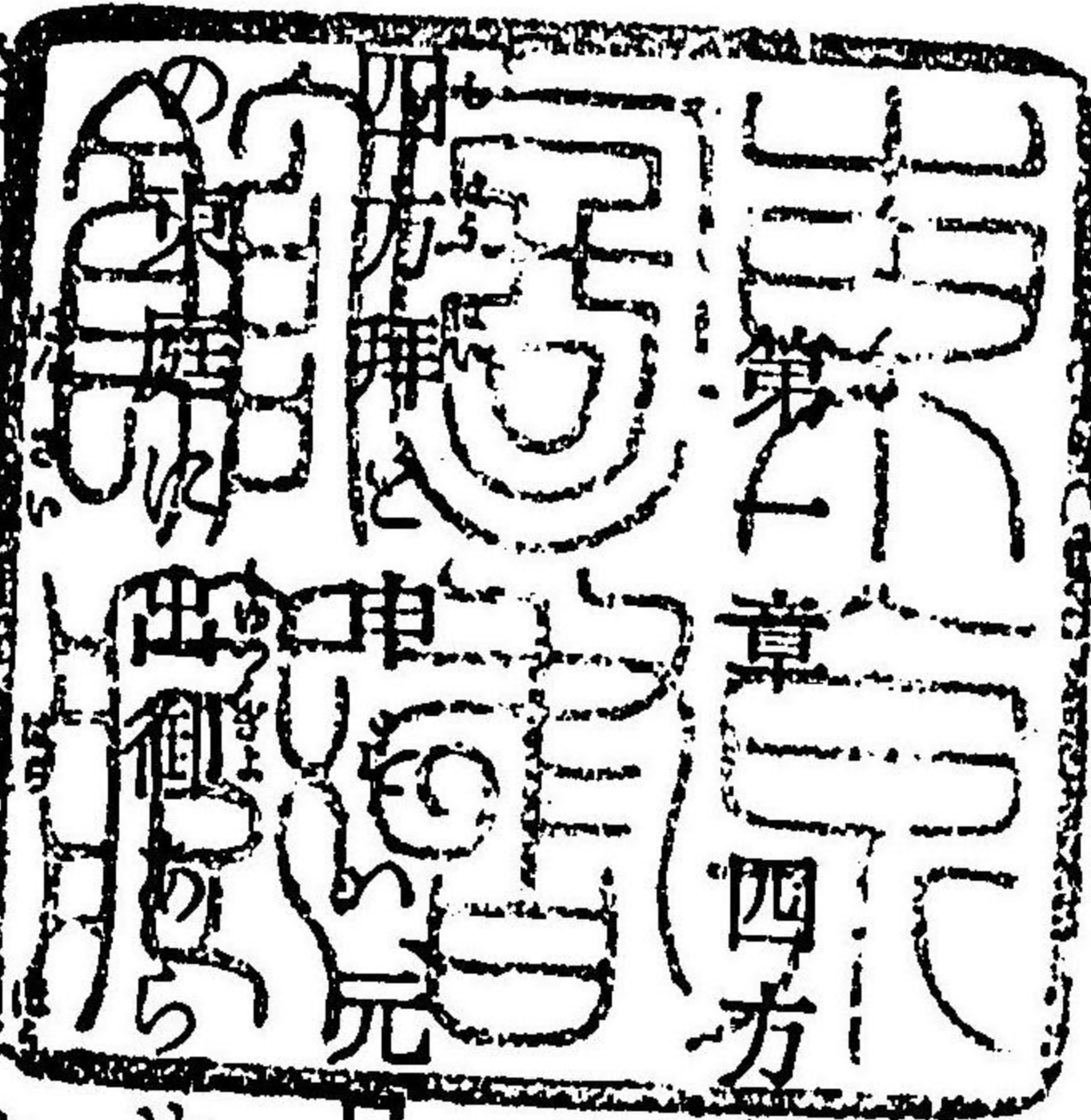
明治廿四年七月

編者識

## 日本式日讀本目次

- 第一章 四方拜
- 第二章 元始祭
- 第三章 孝明天皇祭
- 第四章 紀元節
- 第五章 春秋季皇靈祭
- 第六章 神武天皇祭
- 第七章 神嘗祭
- 第八章 天長節
- 第九章 新嘗祭

# 日本式日讀本



第四章 四方拜

日の朝まだき

天皇陛下清涼殿

せられ、御親ら天地四方を拜せさせ

給ひ、年災を禱ひ、寶祚を祈り、天下泰平萬民安寧を祈願

と給ふ御儀なりとぞ。其起源はいづれの御時ありしか

詳ならず、されとも日本紀にハ皇極天皇雨を祈り給ふ

とて、大和國南洲の川上に行幸ありて、天地四方を拜し

第十章

大 稜

第十一章

官國幣社例祭附府縣鄉村社祭

第十二章

地久節

給ひければ云云とあり、また 宇多天皇の寛平御記にも仁和五年正月寅の刻に天地四方屬星山陵を拜し給ひし由見えたるは、上代よりの事なるべし。さて其御座の清涼殿の東階の砌の前に兩面の御疊三帖を敷き、其前に白木の御机を置き香華燈などの供物を供へ、周圍に御屏風二雙を立てめぐらす、此御屏風の種々ありて大宋漢書打毬坤元錄變相圖聖賢山水等の圖を畫きしものなりとぞ。いつれも時に隨ひて立るものなり。陛下のやがて其内に入らせ給ひて、御拜の事あらせらるゝなり、今上天皇四方拜御次第ハ、午前第四時

宮内省官員御裝束を奉仕す、其儀神樂舎に薦を敷き、四尺の御屏風を立て廻り、中に御座を設け燈臺二基を供す、次に宮内省官員庭上便宜の所に候す、同五時御服畢て出御、手水、御劍、御裙、草鞋、御笏等侍從奉仕す、御拜あり、畢りて又賢所御拜、南階より昇御し給ふ。四方拜の時の始め日の始め月の始め歳の始め即ち一月一日の曉天に行はせらるゝものにて、前に記し奉りしが如く、これの天下泰平萬民安寧を祈願したまふ爲めなり。陛下が常に我が徒臣民の爲め大御心を勞させたまふ御こと、此御式を行はせらるゝを見て、

知るべきなり。

## 第二章 元始祭

元始祭と申さる、一月三日に宮中に於て、  
 天皇陛下  
 御親ら行のせらるゝ御儀なり。此神事に  
 賢所及  
 ひ皇靈殿御祭祀あり、御式場の裝飾の大かた四方拜の  
 時の如し。陛下は午前八時出御、御親祭御玉串を奉  
 獻し給ひ、尋て御告文ありて入御、勅奏任官順拜ありて  
 閉扉せらる。午前十一時 皇后出御、御拜の大かた前  
 の如し。我國の神國あり。されを朝廷にて何のおか

せられても、先づ神事を勤めさせ給ふ御事なり。さるか  
 らに、國を治むるをも、まつりごとへは申すあり。抑も此  
 御儀の何のためぞと尋ぬるに、御政事始めの前日なれ  
 は、斯くの特に御神事あることなり。元始祭と稱し奉る  
 は、皇室の本始たる御先祖を年の始めに御親祭あ  
 らせたまふが故なり。元始といは、トめといふ意にて、翌  
 日の御政事始めにも 賢所御拜の後に、正殿に出御  
 ありて、第一に伊勢大廟の奏聞あり。此れも神事を重せ  
 らるゝによることなり。いにしへの此日告朔の御儀あ  
 りしが、維新の後は廢せられたり。

第三章 孝明天皇祭

孝明天皇御祭日は、一月三十日あり。此日ハ 天皇陛下  
 下宮中に於て御親祭在らせ給ふ。まゝ山城國愛宕郡東  
 山なる御陵に御勅使ありて、幣帛を奉らせ給ふ。  
 抑も 孝明天皇と申し奉るハ、 仁孝天皇第四の  
 皇子におはして御名を 統仁と申し奉り、天保二年  
 六月十四日御降誕、御母は新待賢門院と申して、贈左大臣  
 藤原實光公の御女なり。同十一年三月十四日太子に

立たせ給ひ、弘化三年二月十六日御年十六歳にて御踐  
 祚あらせたまへり。九月二十三日御即位の大典を挙げ  
 させられ、慶應二年十二月二十五日崩御あらせ給ひき。  
 御寶壽ハ三十六歳におはしましき。御陵ハ、後月輪東山  
 の陵と申し奉る。是ハ 光格天皇の御陵即ち御月輪  
 山陵の東方にあるを以て斯く稱し奉るなりとぞ。  
 崩御ハ十二月二十五日なるを、一月三十日に御祭典を  
 挙げらるハ、大陽曆に推歩せるに依ることなり。  
 帝資性叡明におはして、毎に皇室の陵替を憂へ、勵精治  
 を圖り給ひき。外交の事起るに及びて、益々 宸襟を

惱し給ひ、徳川氏の所置宜しきを得ざるを以て、群臣と  
 議し給ひて、太政復古の基を開かせ給ひとあどすべて  
 萬民慈愛の叡慮深く渡らせ給ひとに、惜むべし。大業未  
 だ成らぬ。偶ま庖瘡の御惱みにて崩御なりき。異船渡來  
 せらに當り、中庭に御して食を斷ち、薦ま座して身を犠  
 牲とし、國難に代らんと禱らせ給ひしこと一七日、内大  
 臣三條實萬 玉體を御毀傷遊ばされんことを恐れて、  
 御諫言申し奉りしに御聽入あらせられざりきと、ま  
 御製の歌に、烏羽玉の夜をがら冬の寒きにもつれて思  
 ふ、國民のこと、嗚呼一天萬乗の君におはとまじなが

ら、猶 玉體を以て國難に當らせ給はんとしたまへ  
 り。ありがたしといふも恐れ多きことどもなり。此  
 天皇は即ち 今上天皇の父帝におはとませは、殊に  
 御親祭あらせらるゝ御事あり。我我臣民もその御趣意  
 を奉體し、遙拜して御徳の萬一をも感謝し奉るべきこ  
 となりかし。

第四章 紀元節

紀元節と申すは、毎年二月十一日にて、これハ我國紀元の御祝日なり。此日の天皇陛下宮中にて御親祭あらせ給ひ、寶祚の天壤と共に無窮あらんことを祝ひ給ふ御祭なり。此名の由來を尋ぬれば、詩の大雅に、四方に綱紀とあり。傳に之を理するを紀となすとありて、天下を治むる元と云ふ意あり。節は時節の節あり。神武天皇は御名を神日本磐余彥尊と申し奉りて、

天照大御神の五世の御孫なる彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四の御子にして、御母ハ玉依姫と申し奉れり。御曾祖瓊杵尊の御時より、日向國高千穗の宮に坐まゝして、天下を知らしめし、東國未だ服従せざるを憂ひ給ひて、諸皇子と議りて、舟師を率ひて東征したまへり。是れ紀元前七年の御事ありき。さて六年の間、櫛風沐雨の辛苦に逢ひ給ひて、遂に長髓彦の諸賊を滅し、翌年辛酉の春正月朔、大和國橿原の宮にて帝位に即かせ給へり。此れより諸國皆皇化に歸して、天下泰平の御代となり。されば當時の臣民は、始馭天下天皇と仰ぎ奉りて、

千秋萬歳を唱へ奉りしは、今さらに言ふべくもあらざ。また其御威徳神の如く、日本全國を統御し給ひしに由りて、天壓神とも稱へ奉れり。その神武天皇と申し奉る御名は、御謚號にて、奈良の朝よ、淡海の御船といふ人、勅を奉りて撰び奉りしよと、釋日本紀に見えたり。またその御即位は、庚申の春正月朔ありしを、二月十一日に改められしは、大陽曆に改算して定められたるなり。實に天皇は海内を統一し、天壤無窮の皇基を立て給へり。この萬世一系の帝國よ生るゝもの、誰り其御徳を蒙らざるものあらんや。されは朝廷よても、其御徳を仰ぎ天業

を無窮に傳へ給はんとて、明治五年十一月十五日大陽曆御頒行の節、御即位日を紀元節の祝日と定めさせ給ひ、爾來毎年御祭典御遙拜あらせられ、人民よ至るまでも遙拜をべき旨仰せ出されたり。我國人民安穩の樂を享け、萬國に超絶したる名譽を得しも、皆神祖の御徳に由ることなれば、此聖旨を遵奉して此節日に當らは、遙拜して御徳の萬分一をも感謝し奉り、寶祚の萬歳を祝し奉るべきことにこそ。

## 紀元節の歌

雲よ聳ゆる高千穂の高根れろとに草も木もあびさ



神武天皇即位之圖



ふしけん大御代をあふぐけふこそたのしけれ  
 海原なせる埴安の池のおもより猶ひろきめぐみの  
 波に浴みし世をあふぐけうこそたのしけれ  
 天つひつぎの高みぐら千代萬代に動きなきもどる  
 定めしそのかみをあふぐけふこそたのしけれ  
 空にかゞやく日のもとよろづの國にさぐひなき  
 國のみはしらたてし世をあふぐけふこそたのし  
 けれ

第五章

春 季 皇 靈 祭

皇靈祭と申すは、春分秋分の二節に當り 神武天皇

以下御歴代天皇の御靈を祭らせらるゝ御事にて、此御祭は、明治四年辛未二月二十八日より始めて行はせらる。抑も御歴代天皇の御靈を祭らせらるゝことは、上古にありては、年の終り毎に、荷前の使として十陵八墓に幣帛を獻せらるゝことあり。御維新の後御歴代皇靈を御神殿に鎮座し給ひ、殊に春秋兩度恒例の御祭典を立て

させられたるの報本反始の御趣意實に然かあるべき御事にて、其祭文を按ざるに、中世より他道の謬りまどれるを除き給ひ、正しき式に復へし給ひて云々と見えたるが如くかれは、庶民に於ても、此御恒例に倣ひ奉り、先靈をは厚く祭祀せまほしきことにてこそ。

第六章 神武天皇祭

神武天皇祭と申すは、四月三日の御祭日を云ふ。天皇のかくれさせ給ひしは、三月十一日なれども、その大陰曆の御日取りなれば、今上天皇に至り、大陽曆を用ひさせ給ひしは、推算して四月三日とせられしあり、掛卷もかここき、神武天皇は、人皇の祖にましまを以て、そのかくれさせ給ひし四月三日には、天皇を祭り奉りて、神聖の烈をあふぎ、盛徳大業を賛し奉る

なり。今その御畧歴を掲げ奉りて、  
天皇の神武と勇  
智との御一班を知らしめんとす。

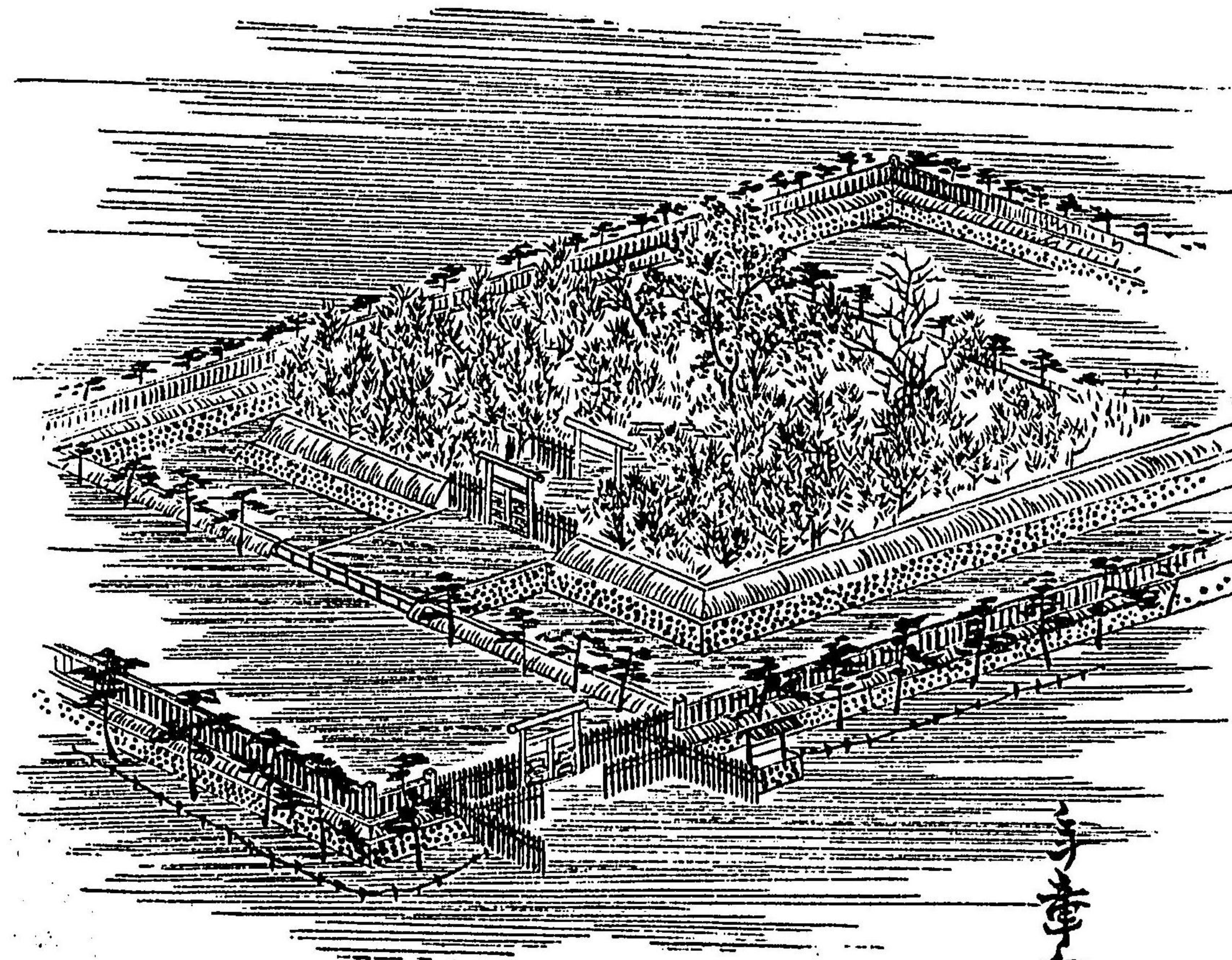
人皇第一代神日本磐余彦天皇と申すは、後に神武と稱  
へ奉る天皇にて、鷓鴣草茸不合尊の第四の御子なり。御  
母は玉依姫海神小童の第二の御女なり。この御代より  
代ごとくに宮所をうつされしかば、その所を名けて御名  
ともすなり。この 天皇をは榎原の宮とも申すはこ  
れなり。 天皇御年十五にて、皇太子に立ちたまひ、五  
十一にして御位に即かせたまへり。當年辛酉の年なり。  
天皇はトめ筑紫の宮崎の宮におはしけるが、兄の

神達及び皇子群臣とはかりたまひて、東征の事あり。こ  
の大八洲のみをこれ王地なり。太古幽昧なりとにより  
て、西偏の國にして多くの年所をおくられとなり。天皇  
舟楫をととのへ、甲兵をあつめて、大日本洲にむかひた  
まふ。道のついでに國國を平らげ、大倭に入らせ給はん  
とせられしに、その國に饒速日尊の御子宇麻志間手命  
といふ人あり。外舅を長髓彦といふ。天神の御子兩種あ  
らんやとて、軍を興してふせくあひだ、その軍つよくし  
て皇軍とばく、利を失へり。また邪神毒氣を吐き、か  
は、士卒みおやみふせり。こゝに天照大神、健甕槌神をめ

して、葦原の中津洲さわく音す。汝ゆきて平けよとみこと  
 どのりたまへり。健甕槌神申とたまひけるいむか  
 國を平けし時の劔あり。その劔を下となは、おのづから  
 たひらぎなんと申して、紀伊國名草の村に、高倉下とい  
 ふ人にしめして、此劔をとてまつりければ、天皇い  
 さくよろこばせたまへり。また金色の鷗くたりて、皇弓  
 のはぎに止まれり、其光てりかゞやけり。今上天皇に至  
 り金鷗勳章の制を定めさせられて、軍人を獎勵したま  
 ふに茲に基けり。これによりて皇軍大に勝利を得たり。  
 宇麻志間手命また饒速日尊天降りしとき、外祖高皇產

靈尊のさづけたまひし十種の瑞寶をつたへもさりけ  
 るを、天皇にたてまつれり。天皇鎮魂の瑞寶か  
 りしかは、その御祭をはとめさせ給へり。またこの寶を  
 宇麻志間手命にあづけさせたまひて、大和國の石上に  
 安置せり。かくて天下ことごとく平ぎしは、大和國權  
 原に、みやこを定め給ひて、宮づくりをし給へり。その制  
 度天上の義のごとし。天照大御神よりつたへたま  
 へる三種の神器を、大殿に安置し、床を同トくしておは  
 しまし、が、崇神天皇に至りて、神器を穢さんこと  
 を恐れ給ひて、皇宮神宮を區別したまへり。この天

神武天皇御稜之圖



手章  
市川

皇天下を治め給ふこと七十六年一百二十七歳おはしましき。

斯るめてたくもかこき 天皇にましまを以て、遂に人皇の御先祖とならせ給ひあり。されは世々の

天皇も必そこの 天皇を祭らせ給ふ御事にて、我我人民は殊に無限の皇澤に浴せるものなり。いかでかい祭り奉らざらめや。

第七章 神嘗祭

神嘗祭と申すは、毎年十月十七日、本年收穫したる新稻の御酒神饌を、伊勢大神宮に供へ奉る祭典なり。往昔の季秋神嘗祭、九月神嘗祭とも云ひて、毎年九月十七日を以て此祭典を行はせられたり。いと上世よりの例とぞ聞えし。長曆に 垂仁天皇の二十六年九月戊申朔甲子十七日より今に到るまで、九月十七日の 皇太神宮神嘗祭也といへり。此日の 天照大御神を五十鈴

川宮がほのみやに遷うつり奉りたる日なれば、鎮座おんざの日を以て祭日と定め給ひたるならん。此御式このみかたの古來こらいより重大じゅうだいなる御祭典みまつりとして行はせ給ひ、その太神宮供奉たいじんぐうくわんの差遣さしづかはせらるゝ御勅使みたましは、王氏わうし、中臣なかつひみ、忌部いみべ、卜部うらべの四姓しじやうとして、天皇てんかうも當日あつじの八省院はつしやういん、又時またときよりては、神祇官じんぎくわんを行幸ぎやうありて、使つかひのものを召よして幣帛宣命へいびくせんめいを授け給ひけるなど、いともく、嚴重げんじゆうある儀式ぎしきなりき。さるを後醍醐天皇ごていご元徳元年げんてくげんねん以來、世の中の亂れみだりに亂れて、かく重大じゅうだいなる御禮典らいでんも行はせられざりしこと、三百餘歲さんひゃくじゆうざいなりき。後光明天皇御位ごくわうめいに即かせ給ふに及びて、正保四年せいほしやうねんに、此

例幣御再興れいへいごさいかうあらせられ、爾來にら今日けふに至るまで、代代の天皇てんかう必かならず幣使へいしを伊勢いせの宗廟そうびやうにさし遣はされ、此日を以て、當年このとしの新穀しんこくを奉薦ほうせんし給ひ、宮中みやちゆう神かみ殿でんに於ては、遙かとほに皇祖かうその恩德おんとくを拜かひ給ひ、共ともに社稷しゃしやくの安全あんぜんを祈り給ふかと、その以前いぜんと異なることなきなり。抑も天皇てんかう太神宮たいじんぐうと申し奉るに、天照大御神あまてらすおほみかみの御靈代みたましろとして授け給ひし、八咫やたの御鏡みかたを鎮座おんざし奉る處よりて、かの倭やまと姫命ひめのみことより、代代たいたい皇女かうじよを卜定うらひさだして、齋主いはいしゆと定め給ひ、此太神このたいじんを齋いはいき祭らしめ給ふなり。其大御神そのおほみかみを尊崇そんじゆう敬重けいじゆうせさせ給へること推しはかり奉るべし。さてまた天照大



御神と申し奉るハ、六合の主宰と定まらせ給ふ最初の御神として、五穀の種を求め給ひて、我が民草の食ひて活くべきものなりとて、其種を天下に播き給ひてより、人人耕作の利を知り、今に至るまで、人民安樂に生活し得るハ、みなその御徳によることなり。彼の牛豕羊犬と殺して食ふ充つる他の國國とい、その趣いたく異なり。されはこの大御國に生成する人の、勿論鳥獸草木に至るまで、一としてその恩徳を蒙らざるハなし。されはまた我我は此の神嘗祭の遙拜ハ更にも云はせ、毎朝東天に向ひて、恩澤を拜謝し奉るべきことよこそ。

第八章 天長節

天長節と申すハ、十一月三日 今上天皇陛下の御誕辰を祝賀し奉る嘉節なり。 陛下ハ 孝明天皇第二の皇子、御諱ハ 睦仁と申し奉り、祐宮と稱へ奉りき。嘉永五年九月の御降誕なり。さるを大陽曆の推歩に依て、十一月三日といなれるなり。祐宮と申し奉るハ、御幼少の御時の御名なり。 今上天皇陛下の御誕生を天長節と唱へて奉祝することハ、我朝よてハ、續日本紀

光仁天皇寶龜六年九月壬寅勅す、十月十三日の是れ  
 朕が生日なり。此辰に至る毎に、感喜兼ね集る云云と勅  
 らせ給ひて、内外百官に酺宴を賜ひしこと一日、仍て此  
 日を名けて天長節とす云云、十月癸酉天長節大酺、群臣  
 翫好酒食を獻す、宴畢て祿を賜ふこと差ありと見えたる  
 が始めなり。

此天長節なる文字を漢土に就て見るに、封氏聞見記  
 と云ふもの、玄宗の開元十七年丞相張說奏す、八月  
 五日を以て千秋節となす。百寮承露囊を獻するもの  
 あり。是日樓に御し樂を張り城を傾け縱觀す。天下士

庶皆賞樂をなす。其後亦た改めて天長節となすと見  
 えたり。

畏くも吾が 今上天皇陛下の國步崎嶇艱難の衝に  
 當らせられ、玉體を勞し、聖慮を惱め、皇祖東征の蹤  
 を踏み、王政を復へし、朝權を振起して、維新の大業を創  
 め、萬國交際の道を講じ、各國四方に雄飛せんとする時  
 に膺りしを以て、宇内の大勢を御洞察ありて、明治元年  
 二月十四日紫宸殿に御して、公卿諸侯を率ゐる天地神明  
 に告げ奉り、五條の御誓約を立て給ひしを始とし、同十  
 五年一月四日、陸海軍人下に給ひし勅語、同二十三年

十月三十日、臣民の教育は軫念と下と給ひと勅語等、一  
 一茲は舉げ盡すこと能はずと雖とも、何れも億兆を安  
 撫保全と、國土を泰山の安きよ置かんと、御聖旨よあ  
 らざるいなと。茲は我等臣民が辱くも上下安穩よして  
 且つ萬國よ比ひなき萬世一系の帝國よ生れ、無窮の榮  
 譽を享くるの偏よ聖明よおはとます吾が大君の賜物  
 なれば、誰か聖恩の辱きよ感佩と、聖壽萬歳を歡呼せざ  
 るものあらんや。

天長節の歌

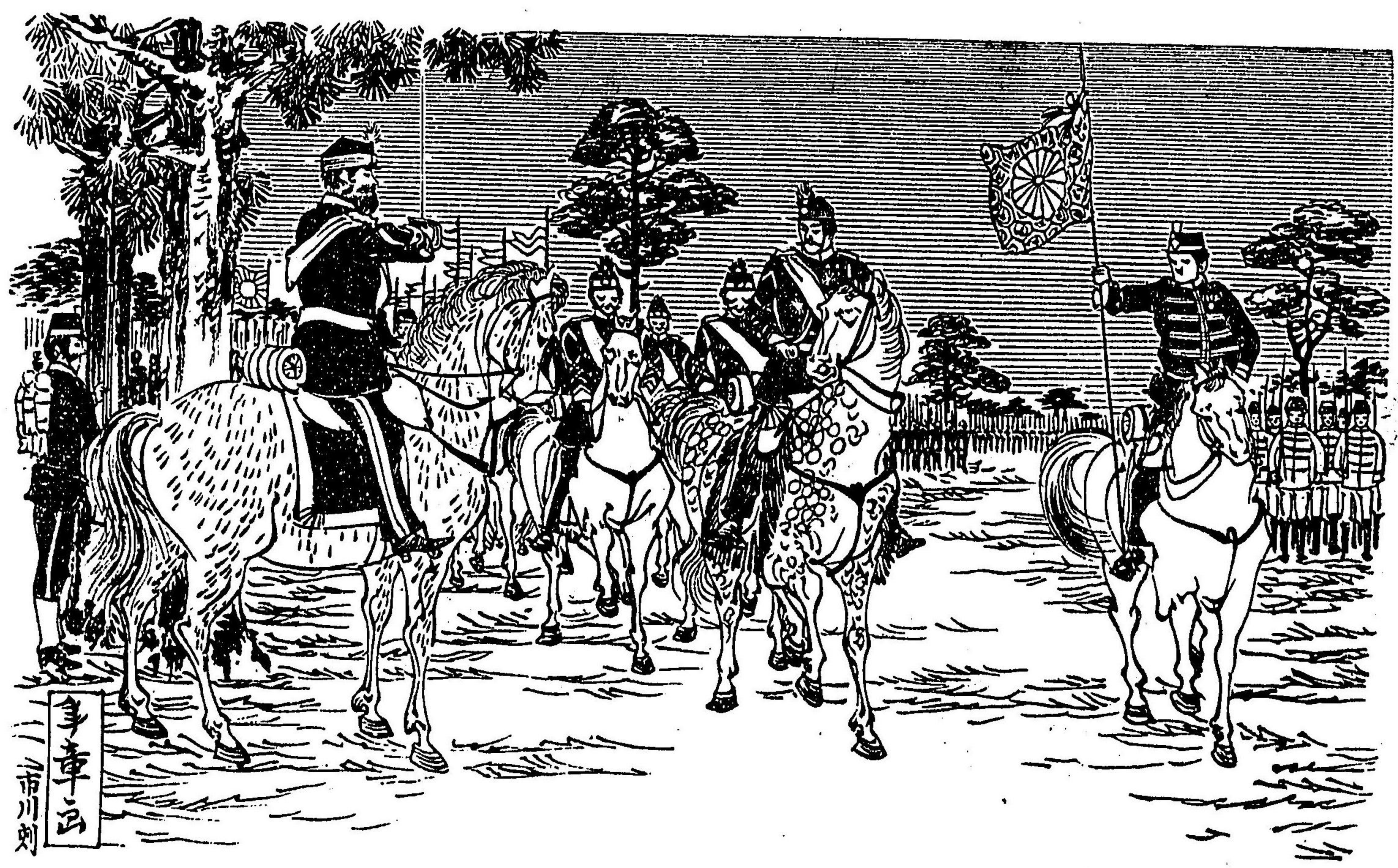
天津日影のかはらねと世の浮雲のゆきかひよ晴み

くもりみ定まらで七もよとせよなりぬるをいまは  
 と起る時津風よもの村雲吹拂ひ豊榮のほる御光を  
 仰く御世こそ樂しけれ君の千代ませ八千代ませ君  
 の千代ませ八千代ませ

やまとよとさきのうるはとさき色もいよく匂ふべく  
 ひらきたまへるもろくの學ひの道もなすわざも  
 ならひすゝみて月よ日よさかゆく御代こそたのし  
 けれ君の千代ませ八千代ませ君の千代ませ八千代  
 ませ

よろづの國もへだてとみなどのとさしひらきた

觀兵式之圖



市川刺

八洲の海の限りなくひろき御心とたひつゝ大船  
 小船國つものつみてはこべとととゝゝ民のけむ  
 りも立そひてよぎはふ御代こそたのしけれ君の千  
 代ませ八千代ませ君の千代ませ八千代ませ  
 めぐみの露のりゝらぎは民草いかでさうゆべきこ  
 の大御代ようまれすはこのさきいかで得らるべき  
 玉のうてなも柴の戸も我大君のよろづ代も祝ふさ  
 かづきとりゝゝ歌ふけふおそたのしけれ君の千  
 代ませ八千代ませ君の千代ませ八千代ませ

第九章 新嘗祭

新嘗祭と申すは、十一月二十三日の御祭にて、此日の  
 天皇陛下御親ら神嘉殿より出御あらせ給ひて、其年の  
 新穀を御親ら天下の諸神より供へ給ふ御儀なり。新嘗と  
 云ふ事は、日本紀神代の巻より、天照大御神の新嘗と  
 見えたるが始めあり。人皇の代より至りては、十七代  
 仁徳天皇御即位四十年より當新嘗之月、以宴會日賜酒と  
 あり。これまた其始めあり。これより後、清寧、顯

宗兩天皇の時も此事見えたり。またその後、文武天皇の御代大寶元年の令お至りて、をべて大嘗と云ひしが、其内お毎年行はるゝの事小なれば新嘗といひ、御一世は一度行はるゝの事大なるをもて大嘗とわかちいへり。さて新帝の御即位七月以前なれば、其年お大嘗會を行はれ、八月以後なれば、翌年お行はるゝ定めにて、人皇第百三代、後花園院永享二年庚戌まで、かく行はれ來りしを後土御門院の御世の初めの、兵革の事ありしよりて、や行はれぬ。爾後中絶して行はれざることを二百五十六年、東山院貞享四年丁卯に至りて、

再興せられたり。爾後或は廢したる事もなきはあらねど、夫れは都合の悪しきよりての御事にて、今まで引續きて此御儀ある事なり。蓋し大嘗會の當日は、いつも霜月下の卯の日の御定めなれど、若し卯の日三つあれど、中の卯の日を用ゐらるゝ御事なりしは、明治の聖代改めて霜月の二十三日お行はせらるゝ御事といなりぬ。此御儀は尤も嚴肅にして、古儀を存すること之に過たるはあかるべし。諸國の大小の神社に於ても、式部寮より頒布せられたる祭式によりて、其日に此祭を行ふが故し、全國一般凡そ我が帝國の臣民たるもの、此當

日に於ては、神神を尊び敬ふ事勿論と云ふべし。其翌辰  
 の日よの節會と云ふ事あり。惣て新嘗會の、其年の新穀  
 を先づ天神地祇に供へ給ひて、次は 天皇陛下御親  
 ら嘗させ給ふ御儀あり。

## 第十章 大祓

大祓と申すは、古へより毎年六月晦日と十二月晦日に  
 行ふことなり。明治の御代に至りて、六月の三十日と十  
 二月の三十一日とを行はるゝ事といなれり。扱大祓と  
 云ふは、如何なる爲めに行ふかと云ふは、罪咎汚穢を祓  
 除し、清淨潔白の身となさんが爲めなり。その事の起り  
 を尋ぬるに、公事根源より、 天武天皇の御時より始  
 まれりとあれども、是れは遠く神代より起原せしことに

て、身を滌ぎ、穢と祓ふこと、伊弉諾尊の日向の橘の檉原の御祓に始り、贖物を出だして、罪を解除すること、素盞鳴尊の千座置戸の祓に起れり。扱其祓する状を神に申し、人にも宣り聞かする詞を太祝詞又祓詞ともいふ。日本紀に、乃使天兒屋根命掌其解除之太諄辭而宣之とあり。是れ其證あり。神祇令に、凡そ六月十二月晦日の大祓に、中臣祓麻を上り、東西文部祓刀を上り、祓詞を讀み訖りて、百官男女祓所に聚集し、中臣祓詞を宣べ、卜部解除をあすとあり。其祓の功績の如何と云ふに、彼の伊弉諾尊は、黄泉の穢れを身禊し給ひしによりて、尊き神

神をも生み給ひ、素盞鳴尊に、祓をせさせ給ひて、大國主神の如き尊き神を生み給ひし。然れを毎年二季の晦日には、百官を始め諸國に至るまで、大祓を行ふに、國內を清くし、世の吉祥を求め給はんと、の叡旨にて、代代の天皇之を行はせ給ふことなるべし。故に此の事、世に大切なることなれば、疎かまはるべきにあらざり。應仁の大亂後、大祓のことも絶え果て、彼處此處に残りて行ふ位のことありしが、明治の御世に至りて、其舊に復せり。此祓に前、陳ふるが如き大切なることなれば、本朝の佳節に次ぎて之を崇むべきことよなん。



第十一章 官國幣社例祭附府縣鄉村社祭

官幣社と申すは、宮内省より幣物を奉り、また官人を遣はして、祭祀を爲し給ふ神社を云ふ。今の府縣官之を司る國幣社とは幣物は宮内省より奉り給へども、各府縣にては、府縣をして祭らしめ給ふ神社を云ふ。

扱官幣社よ、大中小別格の四等あり。國幣社よ大中小の三等ありて、年中の祭祀を始め、營繕諸雜費よ至るまで、朝廷より是を支給し給ふ。蓋し其神德厚く神威高くま

しますが故に、殊よ社格を進めて、崇敬し給ふ譯ならん。されは吾々臣民は、殊よ尊敬を致し神恩よ報ト奉るべきことありこそ。

三府ある大社を以て、府社とし、諸縣ある大社を以て、縣社とす。一小區内ある大社を以て、郷社とし、一村の氏神を村社とす。扱官國幣社よは宮司禰宜主典の數員を置き、府縣郷社よは祠官祠掌を置き、村社よは祠掌を置きて、各祭祀を掌らしむ。府縣社以下ありては、朝廷其祀費を支給し給はざと雖ども、其尊信し給ふ大御心ありては同一なり。抑も此の如く數千社の神祇各

府縣は鎮座まします故は如何といふは、皇國は神國にして上御一人より下萬民に至るまで、皆神孫なれば、各其祖神を敬祭する次第なり。即ち本は報する所以にして、其子孫蕃殖するは従ひ、各地は分居して、各其祖神を祭るを以て、遂は今日の如く數千社の神祇あるを致せるものなり。

第十二章 地久節

地久節 (三四)

五月二十八日の 皇后陛下の御誕生遊はされし日よりして、我我臣民の擧げて祝ふべき節なり。今世人がこの日を名つけて地久節と申し奉るは、天長節に對し奉りて申すなるべし。古語は天長地久と云ふことあり、天下國家の天の如く長く地の如く久しきを祝ふ言葉を謹みて案するは、茲は地久節と名づけ奉りしも亦此意をとり、 皇后陛下の聖壽萬歳を祝ふなるべし。何

れは依るも地久節の義に通ずるなり。皇后陛下御名は美子と申して、藤原氏に承はたまはせ。故從一位一條忠香公の第三の御女あり。嘉永三年庚戌四月十七日の御誕生よて、陽曆よて推算たまつれば五月二十八日、當らせ給ふなり。明治元年戊辰十二月二十八日御年十九よて御入内遊のされ、即日皇后に立たせ給ふ。御性質いと賢明よわたらせられ、御淑徳たかうあらせらる。ことよよく、聖上を御たまけありて、その御心のほとはゆきいたらぬくまもあらせられずとかや。われわれ臣民かゝる照代に生れあひて、かゝる皇后陛下

下をいたゞきまつること、かぎりなき幸福にこそ。明治十年西南の役戦亂あがくうちつゞき負傷者もれば多く出にけるが、皇后陛下に深くいたまひきことに思召され日々綿織糸を御つくり遊のされ、負傷者の用に充てしめられけり。その後又慈惠病院を起し給ひて、貧民の病者を救助し給へり。赤十字社の立つにあたり、皇后陛下主として、そのとにあづからせ給ひ、資本として、帝室よりも金十萬圓を下し賜ひたりとか聞えき。特に教育の事に深く御心を寄させられ、屢々女子師範學校に行啓あらせられ、或は華族女學校の如き、直

接し御保護あらせらるゝやに聞き及びぬ。明治二十三年東京府下小學校生徒成績品展覧會の開設あるや直し御行啓遊ひされ、綿密に御覽せられ、一々御諮詢あらせられ、そが上よも成績の尤も宜しきもの、御持還り遊ひされて、府下の小學校生徒し獎勵を與へ給へり。且つ御下賜金等もありと聞えたり、曾て華族女學校生徒を獎勵遊ひされ、金剛石の大御歌あり。

金剛石もみが、ぎは玉のひかり、そのさらん人も學ひて後にこそまことの徳のあらはるれ

時計の針のたえまなくめぐるが如く時の間も日

けをこみてはげみなはいかなるわざかならざらん」  
水のうついにゑたがひてそのさまくになりぬな  
り人のまとはる友によりよきにあはまきようつるな  
り

おのれよまさるよき友をゑらびもどめてもろとも  
に心のことまに鞭うちてまなびの道にすゝめか

皇后陛下の御聖徳は時々新聞紙上にも記し奉りて、頗る顯著なり。りゝるめでたき 皇后陛下を仰きまつる我我臣民はいかで御誕生の日を祝し奉らざるべけんや。

日本式日讀本終

附錄

文部省令第四號

明治二十三年<sup>十</sup>月<sup>十</sup>敕令第二百十五號小學校令第十五條

ニ基キ小學校ニ於ケル祝日大祭日ノ儀式ニ關スル規程ヲ設クルコト左ノ如シ

明治二十四年六月十七日

文部大臣伯爵 大木喬任

小學校祝日大祭日儀式規程

第一條 紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及新嘗祭ノ日ニ於テハ學校長、教員及生徒一同式場ニ參集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

一 學校長、教員及生徒

天皇陛下及

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行ヒ且兩陛下ノ萬歲ヲ奉祝ス

但未タ御影ヲ拜戴セサル學校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省ク

二 學校長若クハ教員、教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

三 學校長若クハ教員、恭シク教育ニ關スル勅語ニ

基キ聖意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ

歷代天皇ノ盛徳、鴻業ヲ叙シ若クハ祝日大祭日ノ由來ヲ叙スル等其祝日大祭日ニ相應スル演說ヲ爲シ忠君愛國ノ志氣ヲ涵養センコトヲ務ム

四 學校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相應スル唱歌ヲ合唱ス

第二條 孝明天皇祭、春季皇靈祭、神武天皇祭及秋季皇靈祭ノ日ニ於テハ學校長、教員及生徒一同式場ニ參

集シテ第一條第三款及第四款ノ儀式ヲ行フベシ

第三條 一月一日ニ於テハ學校長、教員及生徒一同式場ニ參集シテ第一條第一款及第四款ノ儀式ヲ行フヘシ

第四條 第一條ニ掲クル祝日大祭日ニ於テハ便宜ニ從ヒ學校長及教員、生徒ヲ率ヒテ體操場ニ臨ミ若シクハ野外ニ出テ遊戲體操ヲ行フ等生徒ノ心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第五條 市町村長其他學事ニ關係アル市町村吏員ハ成ルヘク祝日大祭日儀式ニ列スヘシ

第六條 式場ノ都合ヲ計リ生徒ノ父母親戚及其他市町村住民ヲシテ祝日大祭日ノ儀式ヲ參觀スルコトヲ得セシムヘシ

第七條 祝日大祭日ニ於テ生徒ニ茶菓又ハ教育上ニ裨益アル繪畫等ヲ與フルハ妨ナシ

第八條 祝日大祭日ノ儀式ニ關スル次第等ハ府縣知事之ヲ規定スヘシ

明治廿四年九月四日印刷  
全 全 年九月五日出版

著 作 者

山 崎 彦 八  
麹町區三番町四十八番地

發 行 者

日 下 部 三 之 介  
麹町區三番町六十九番地

發 行 者

白 井 練 一  
京橋區竹川町十三番地

# 權 登 錄

印 刷 者

石 崎 安 藏  
芝區宮本町廿九番地

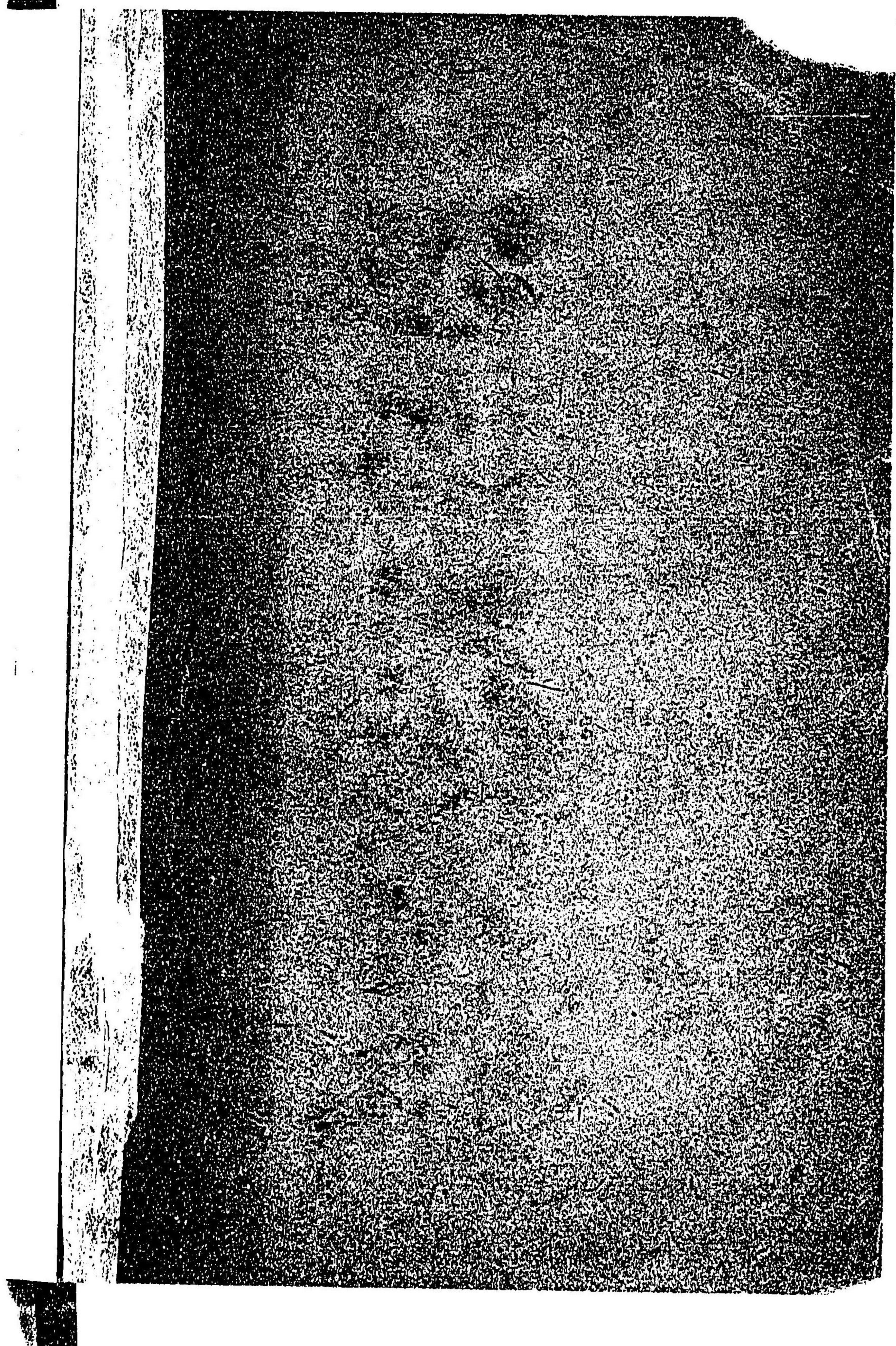
發 兌 元

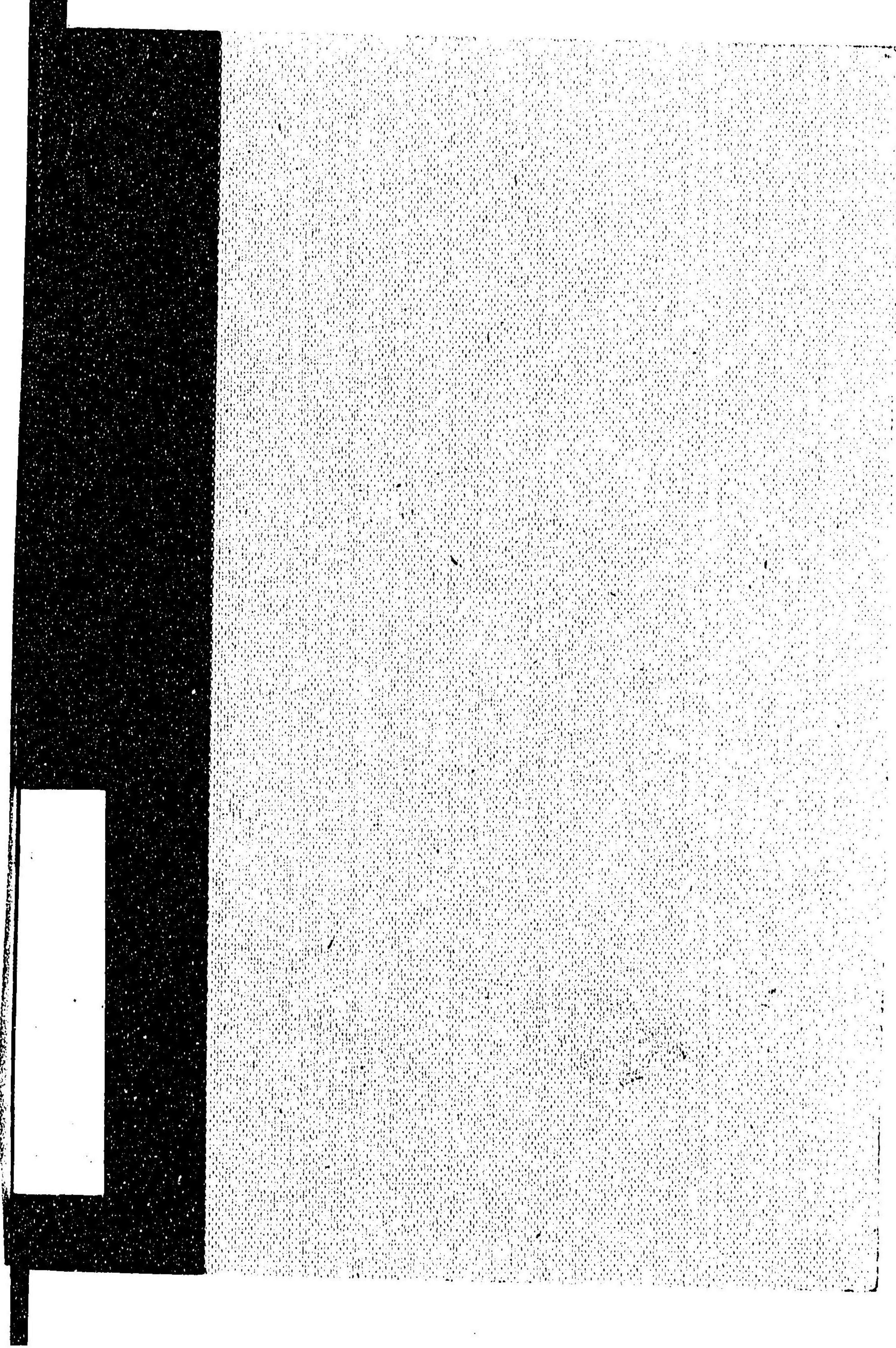
共 益 商 社 書 店  
京橋區竹川町十三番地

賣 捌 所

東 京 教 育 社 支 社  
麹町區三番町四十九番地







日本式日読本

国立国会図書館

特21

930

014504-000-2

特21-930

日本式日読本

山崎 彦八/著

M24

ABB-0882

